サービス等利用計画とは

障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、総合支援法に基づき、必要なサービスを組み合わせたサービス等利用計画を作成します。関係機関と連携を図りながら住みなれた地域での生活を支援します。

【サービス等利用計画の流れ】

①ご本人・ご家族から相談を伺います。

▼

②相談支援専門員が、ご自宅を訪問し、ご本人・ご家族の状況、生活の希望、課題等を確認します。

▼

③相談支援専門員が、ご本人・ご家族の生活に対する意向、福祉サービスの内容、留意点などを記載したサービス等利用計画の原案を作成します。
　サービス担当者会議を開き、サービス等利用計画の内容について意見を聞きます。

▼

④ご本人・家族の同意を得た上で正式なサービス等利用計画が決定します。

▼

⑤相談支援専門員は、定期的に自宅訪問を行い、サービス等利用計画のモニタリング（確認）を行います。

▼

⑥ご本人の意見や希望、モニタリングの結果により、計画に修正の必要があれば修正し、毎日の生活にあった計画にしていきます。

アクセス

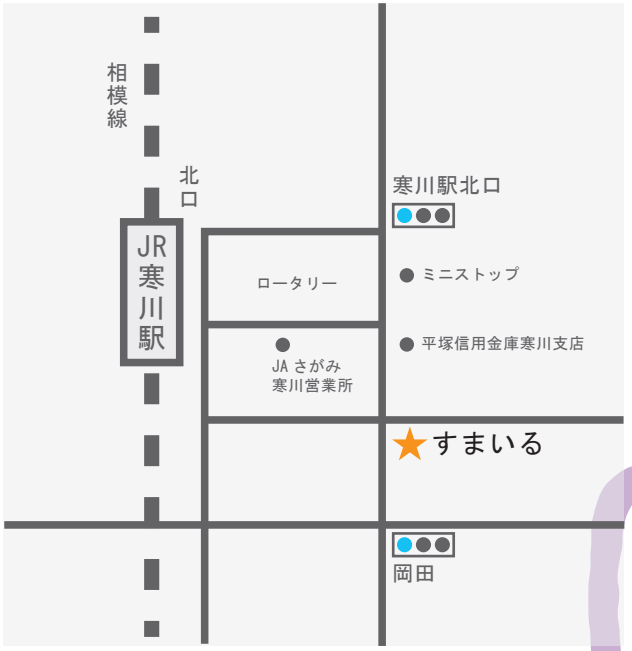

交通　JR 相模線「寒川駅」北口　徒歩 2 分

所在地　〒253-0105
寒川町岡田 935　司ビル 107

見学やご利用のご相談はこちら。まずはお気軽にお電話下さい！

☎ 0467（72）0175
FAX 0467（74）2347
Email smile-soudan@syonokai.jp

受付時間　月曜日～金曜日
午前 9 時～午後 6 時

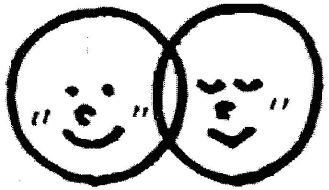

社会福祉法人
翔の会

生活相談室
すまいる
smile

相談支援事業（寒川町委託）
計画相談支援事業

生活相談室　すまいる　smile

すまいるは寒川町に住んでいる障害のある方の相談支援をしています。
これからの暮らしに、どんなことを望んでいますか？
気になることをお気軽にご相談下さい。

何ができるの？

相談員がお話を伺って、一緒に考えていきます。
利用できるサービスや制度について、丁寧にご説明します。
また、サービスの活用方法や実施機関についてのご紹介、サービスの組合せ方のアドバイスなどをいたします。
必要に応じてサービス等利用計画の作成も行います。
あなたの生活が過ごしやすく快適になる方法を、一緒に考えていきます。

ご相談の内容

生活についての相談を総合的にお受けします。

- 障害福祉サービスの利用について
- 健康や食事について
- 就職について
- 専門機関、サービス事業所の紹介、情報提供
- 権利擁護のための必要な援助
- 住宅入居支援

など、気になることをご相談ください。

利用できる方

寒川町内にお住まいの、障害のある方とそのご家族、支援されている方、ボランティアの方など。

費用

無料です。

ご相談の方法

①来所相談
すまいるにお越しいただき、相談室でお話を伺います。

②電話（ファックス・メール）相談
いろいろなご連絡方法でご相談いただけます。

③訪問相談
必要に応じて、ご自宅や通所施設などを訪問してご相談をお受けします。

◎プライバシー（秘密）は必ず守ります。安心してご相談ください。

受付時間

月曜日～金曜日に開所します。
午前９時～午後６時
（年末年始１２月２９日～１月４日はお休みします。）

ご利用方法

まずはこちらにお問い合わせ下さい。
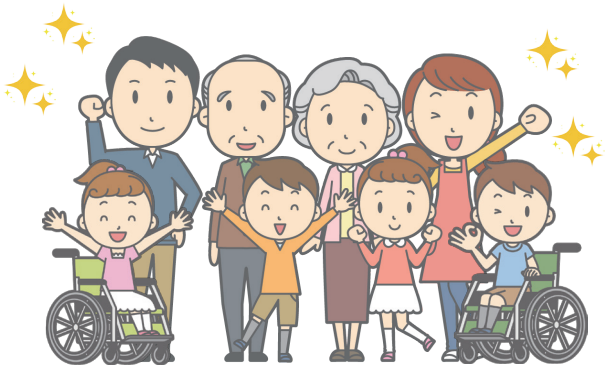
すまいる
TEL：０４６７－７２－０１７５